

作成 廃棄物処理団体懇話会

公益社団法人北海道産業資源循環協会

(旧公益社団法人北海道産業廃棄物協会)

公益社団法人北海道浄化槽協会

北海道環境整備事業協同組合

一般社団法人北海道環境保全協会

# 大規模災害廃棄物

助言

北海道環境生活部環境局循環型社会推進課  
環境省北海道地方環境事務所環境対策課

## ～発生直後の行動～

北海道と連携して行動（まずは連絡）

仮置場の設置（早期・少数）管理（人員配置）

ごみだし・分別方法周知（住民、ボランティア）

関係団体等に要請（処理体制の構築準備）



## 市町村廃棄物担当部局の初期行動

### ○被災・被害状況の把握・報告

- ・振興局環境生活課との連絡手段の確保
- ・廃棄物処理施設等の被害状況を迅速に把握し、振興局へ一報
- ・災害廃棄物発生状況を迅速に把握（推測）し、振興局へ一報

### ○支援要請等

- ・道からの技術支援、職員派遣
- ・道による周辺市町村、関係事業者団体等への支援の調整
- ・周辺市町村、関係事業者団体等からの支援

### ○仮置場の設置

- ・仮置場の規模、数、設置場所を決定（必要最小数に）
- ・分別方法を決定（処分先との対応が必要）
- ・排出場所、排出ルール等を広報・啓発（住民、ボランティア）
- ・迅速に仮置場を設置し、同時に管理・運営を開始

### ○廃棄物処理体制の確立

- ・実行計画を作成（災害廃棄物処理計画で事前に準備）
- ・日常の仮設トイレの確保
- ・生活ごみ、し尿等の収集・運搬、処分体制の確保
- ・災害廃棄物の選別、分別、再資源化等の方針決定
- ・災害廃棄物の発生量に見合った処理・処分先の確保
- ・支援処理事業者との委託契約
- ・腐敗性・可燃性廃棄物から優先処理

## 初期行動にあたっての留意事項

### ○被災・被害状況の把握・報告

- ・情報は、できるだけ迅速・正確に
- ・把握が困難な場合は推定で（後で補正すればよい）

### ○支援要請等

- ・まずは、振興局や道に相談

### ○仮置場の設置

- ・設置が遅れると周辺に無秩序に排出されだす
- ・仮置場には効率よい一方通行の動線を配置
- ・危険物、ガラス等は分別して中身が見えるよう出させる
- ・腐敗ごみは他のごみに混入させない
- ・分別排出の指導・啓発を徹底する（できればチラシ配布）
- ・便乗ごみを持ち込ませない（管理・指導の徹底）

### ○廃棄物処理体制の確立

- ・早い段階で市町村での指揮命令体制を確保する
- ・仮置場等における管理人等を確保する
- ・災害補助申請を念頭に、写真、計量伝票などを確保する

## 参考連絡先

### 関係行政機関

北海道環境生活部環境局循環型社会推進課 011-204-5198  
環境省北海道地方環境事務所環境対策課 011-299-1952

### 廃棄物処理団体懇話会<sup>※</sup>

公益社団法人北海道産業資源循環協会 011-241-7611  
公益社団法人北海道浄化槽協会 011-823-4755  
北海道環境整備事業協同組合 011-863-0848  
一般社団法人北海道環境保全協会 011-522-5545

※ 処理でお困りの際はご相談ください。

# 公益社団法人 北海道産業資源循環協会

## 災害時における復旧支援規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、道内外において地震、台風、津波、大雨、油漏出事故等による災害（以下「地震等」という。）が発生したときに、道民その他の生活環境を保全するため、公益社団法人北海道産業資源循環協会（以下「協会」という。）が災害廃棄物の処理など災害復旧に協力するための必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 災害廃棄物とは、地震等により発生する木くず、がれき、金属くず、油等災害に伴って緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

### (災害対策本部の設置)

第3条 災害が発生し、災害廃棄物処理に係る協定を締結している団体より支援要請を受けたときは、協会災害対策本部（以下「協会本部」という。）及び支援要請に該当する地域の支部に協会支部災害対策本部（以下「支部本部」という。）を設置する。

2 協会本部は、協会事務局に、支部本部は、協会支部事務局に設置する。

### (組織)

第4条 協会本部及び支部本部の組織は、別表—1のとおりとし、協会本部に事務局（協会職員）を置く。

### (構成)

第5条 協会本部会議の構成は、次のとおりとする。

協会本部長	協会会長
協会副本部長	協会副会長及び専務理事
協会本部員	協会常任理事

2 支部本部会議の構成は、次のとおりとする。

支部本部長	協会支部長
支部副本部長	協会副支部長
支部本部員	協会支部幹事等

### (協会本部長及び支部本部長の任務)

第6条 協会本部は、協定を締結している団体から支援の要請があった場合は、直ちに支援体制を整えるものとする。

- 2 協会本部長は、道及び市町村並びに関係団体と連携を保ちつつ、全般の指揮をとるものとする。
- 3 支部本部長は、協会本部長と連携を保ちつつ、支部の支援体制の指揮をとるものとする。

(協会本部及び支部本部会議)

第7条 協会本部長は、重要な指示または総合調整を行なうため、必要に応じて協会本部会議を招集する。

- 2 支部本部長は、必要に応じて支部本部会議を招集する。

(協会本部の業務)

第8条 協会本部は、次の業務を実施する。

- (1) 関係行政庁、関係団体との情報連絡及び支部本部への情報伝達を行なう。
- (2) 災害廃棄物処理等の支援要請に協力する支援体制構築のため、支部本部への調整と情報伝達を行なう。
- (3) 会員事業所の被災状況の把握を各支部長を介し総括する。
- (4) その他必要な支援活動業務を実施する。

2 協会本部長は、必要に応じて協会本部に次の班を設置し、協会本部長の指示により以下の活動を行なう。

- (1) 総務班 総務委員会担当役員が統括し、次の事項を担当する。
  - ア 協会本部会議メンバーの招集と会議の運営
  - イ 関係行政庁及び関係団体等との情報受伝達
  - ウ 処理計画立案と指示
  - エ 支部本部との連携及び調整
- (2) 情報収集班 組織企画委員会担当役員が統括し、次の事項を担当する。
  - ア 地震等災害情報の収集
  - イ 道路交通情報の収集
  - ウ 処理施設に関する情報収集
- (3) 機材等供給班 適正処理委員会担当役員が統括し、次の事項を担当する。
  - ア 災害廃棄物処理のための機材・重機等の供給

(支部本部の業務)

第9条 支部本部は、次の業務を実施する。

- (1) 支部会員事業所の被災状況を把握し、協会本部に報告する。
- (2) 協会本部からの支援内容の情報伝達を受けた場合、支部会員より災害廃棄物処理の支援可能な承諾があった会員に対し、必要に応じて人員、車輛、重機、機材等の把握を行う。
- (3) 協会本部から具体的な支援の要請を受けた場合は、その内容を会員に連絡・通知し、支援

活動を実施する。

(他支部の応援)

#### 第 10 条

- (1) 協会本部又は支部本部は、支援の状況に応じて、他の支部からの支援を求めることができる。
- (2) 上記支援を求められた場合、各支部長は可能な限り支援に応じることとする。

(日常業務)

第 11 条 協会事務局は、必要に応じて支援活動情報（人員、車輛等）について調査を行ない、支援体制の維持向上に努める。

(連絡体制)

第 12 条 協会本部、支部本部及び関係機関との連絡体制は、別表－ 2 のとおりとする。

附則

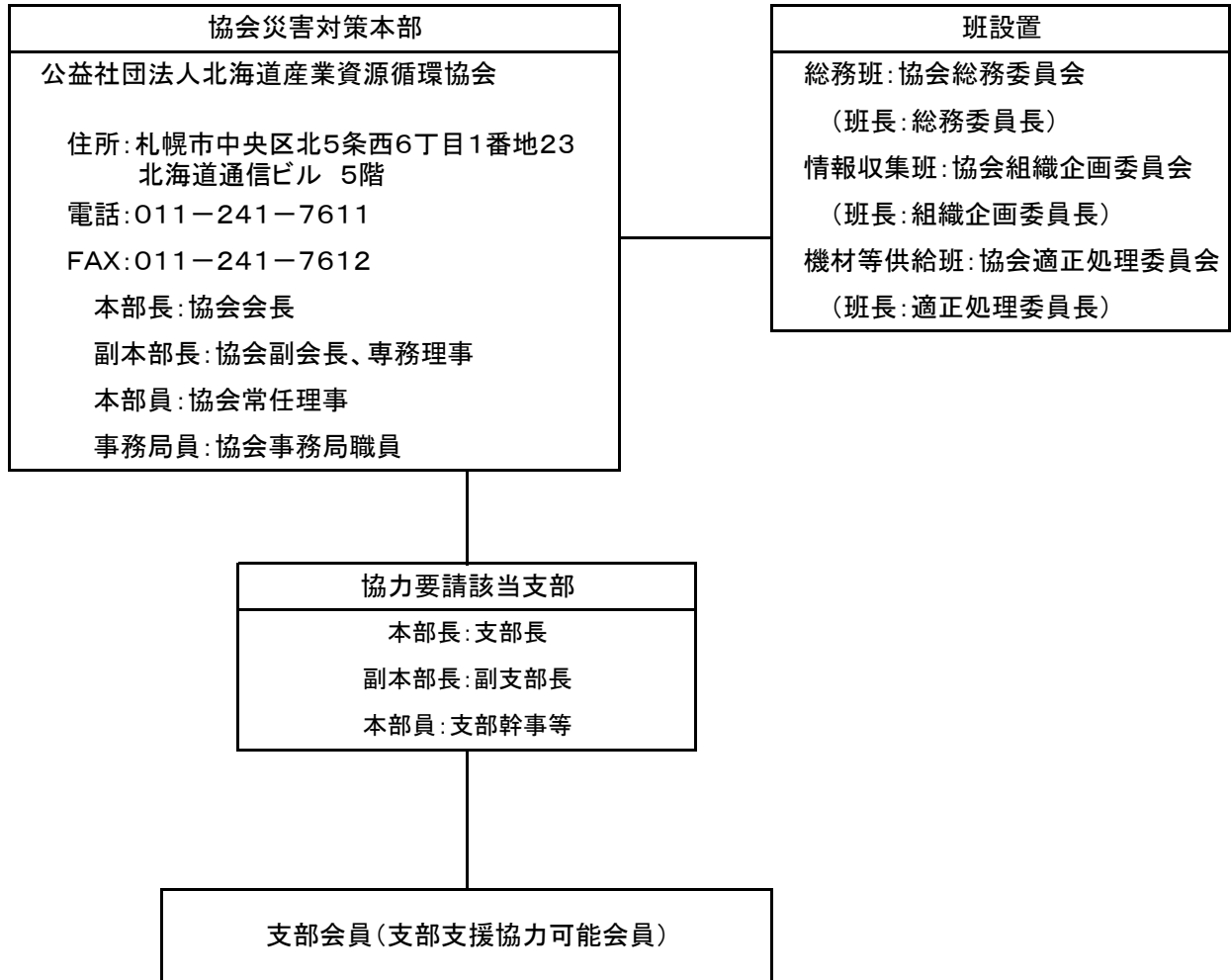
この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の登記の日から施行する。

附則

この規程の一部改正は、平成 30 年 9 月 26 日から施行する。



### 公益社団法人北海道産業資源循環協会 災害対策本部及び支部本部組織図



公益社団法人北海道産業資源循環協会 災害対策本部連絡体制表

